

## ミライスピーカー利用規約

エルシーブイ株式会社(以下「当社」といいます)は、「ミライスピーカー利用規約」(以下本規約)に基づき、ミライスピーカー(以下、本サービスといいます。)を提供します。

### 第1条(本サービスの内容)

本サービスは、テレビ用スピーカー「ミライスピーカー」(以下「物件」といいます。)を契約者に貸与するサービスです。契約終了時には、貸与した物件をご返却いただきます。

2. 当社は、状況により、本サービスの内容を変更、又は終了する場合があります。

### 第2条(本サービスの提供条件)

当社は、次の各号に規定する条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。

- (1) 本サービスの利用料金は、口座振替またはクレジットカード決済により支払うこと。
  - (2) 本サービスを当社に届け出た住所で利用すること。
  - (3) その他、本規約及び諸事項に定める条を満たしていること。
2. 契約者は、本サービスを第三者に譲渡もしくは貸与し、本サービスを利用させることはできません。

### 第3条(本サービスの変更)

当社は、自らの判断により契約者に予め通知することなく、本サービスの全てまたは一部の変更または追加ができるものとします。

### 第4条(規約の変更)

当社は、本規約を任意に予告なく変更することができるものとし、契約者等は変更後の規約に従うものとします。なお、変更の場合、契約者等は変更後の新規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、変更後の規約の内容を当社の定める方法により契約者等に通知するものとします。

### 第5条(契約の申し込み)

本サービスの利用を希望するもの(以下「申込者」といいます。)は、本規約及び諸事項に定める条件に同意の上、当社所定の手続に従って利用申込を行うものとします。

2. 当社は、申込者が契約の申し込みを行った時点で、本規約内容を承諾したものとみなします。
3. 当社は、申込者が次のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込者による申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込者が実在しないとき、またはその恐れがあるとき。
  - (2) 申込時に虚偽の事項を申告したとき。
  - (3) 申し込みに係る内容が、本サービス範囲外のとき。

- (4)申込者が、過去または現在において反社会的勢力と関係があると判明したとき。
- (5)当社の業務運営上、その申し込みを承諾することが著しく困難なとき。
- (6)その他、申込者が本サービスを利用することについて不相当と当社が判断したとき。

#### **第6条(契約の単位)**

当社は、物件ごとに1件の契約を締結します

#### **第7条(契約の成立)**

本サービス契約は、契約者が第5条(契約の申し込み)第1項に規定する利用申込を行い、当社がこれを承諾したときに成立します。(以下「契約成立日」といいます。)

#### **第8条(最低利用期間)**

本サービスには、6ヵ月以内で当社が別に定める最低利用期間があります。

2. 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除(本規約に規定する契約の解除には解約も含むものとし、以下同様とします。)があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解約違約金を支払っていただきます。

#### **第9条(当社が行う契約の解除等)**

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの契約を解除するものとし、すみやかに物件を当社まで返却することとします。

- (1) 本規約及び諸事項に定める条件を満たさなくなった場合
- (2) 本規約及び諸事項に違反する行為があった場合
- (3) 本サービスを含む当社が提供するサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- (4) 本サービスの申込内容に虚偽があった場合

#### **第10条(料金の支払等)**

契約者は、当社が別表料金表に規定する本サービスの利用料金を当社指定日に支払うものとします。

2.契約者は、当社が物件を配送完了した日の属する月の翌月から本サービスの利用料金を当社指定日に当社に支払うものとします。

#### **第11条(物件の設置および引き渡しなど)**

当社は、物件を配送での引き渡しまたは、当社の責任で当社が指定する者によって契約者の指定する場所に物件を設置するものとします。

#### **第12条(延滞処理)**

契約者は、料金の支払について指定の支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日より支払日まで、年利 14.6%の割合による延滞金を当社に支払うものとします。

### **第 13 条(免責事項)**

当社は、利用料金等の支払拒絶、又は損害賠償の請求には応じません。

2. 契約者は第1条に定めるサービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、契約者は自己の責任と費用負担において、第三者に生じた損害または損失及びこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることのないようにするものとします。但し、当社に故意または重過失がある場合を除きます。
3. 契約者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社及び提携事業者に損害を与えた場合、当社および提携事業者は、当該契約者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

### **第 14 条(名義変更)**

契約者は、当社の事前の承諾を得ない限り、本契約に係る名義変更(本契約上の契約者の地位を第三者に譲渡することをいい、以下同様とします)を行うことができません。

2. 契約者が前項の規定に基づき名義変更を行う場合は、名義変更前の契約者が本契約上有していた一切の権利及び義務(名義変更前に発生した料金の支払義務を含みます)を継承するものとします。

### **第 16 条(禁止事項)**

契約者は、本サービスを利用するにあたって、犯罪行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為及び当社の業務に支障をきたす一切の行為を行わないものとします。

### **第 17 条(故障・毀損)**

契約者は、物件に故障、毀損などが生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 物件の欠陥や劣化等による故障の場合は、無償にて交換を行います。
3. 契約者の責任により物件の故障、毀損などが生じた場合、別表料金表に定める機器損害金を支払いいただきます。

### **第 18 条(物件の滅失、破損、盗難等)**

契約者は、物件の引渡から物件の返却までに生じた物件の盗難、破損、滅失については、直ちにその旨を当社に通知するものとし、この場合、契約者は当社に対して別表料金表に定める機器損害金を支払います。

### **第 19 条(物件の返却等)**

契約者は、本サービスの契約の解除または解約となった場合、物件を原状回復したうえで、当社が案内する方法で返却するものとします。原状回復が必要な場合とは、通常損耗の範囲を超えると当社が判断した故障や傷等もしくはケーブルなどの付属品が欠品していることを指します。原状回復できない場合、契約者は直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 前項に基づく物件の返却について、当社は、契約者が物件の返却の際、同梱した私物品等を当社の方針に則り、処分できるものとします。

3. 当社で定める返却期限を経過後もなお物件の返却がなされない場合、当社は、契約者に対して別表料金表に定める機器損害金を請求できるものとします。

#### **第 20 条 (サービスの利用一時停止)**

本サービスの利用一時停止はできないものとします。

#### **第 21 条 (本サービスの廃止)**

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する月をもって加入契約は終了するものとし、この月を本サービスの契約終了月と定めるものとします。

2. 当社は、前項の場合には、契約者に対し事前に十分な期間を設けて当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

#### **第 22 条 (個人情報の保護)**

当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に提示する「プライバシーポリシー (<https://www.lcv.jp/corp/privacy/>) に基づき、適切に取り扱います。

#### **第 23 条 (定めなき事項)**

本規約に定めなき事項が発生した場合には、双方誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

#### **第 24 条 (準拠法)**

本規約およびこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、本規約は日本国法に従って解釈されるものとします。

#### **第 25 条 (合意管轄)**

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、長野県地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **附則**

(1) 本規約は、令和 7 年 9 月 1 日より施行します。

## 別表料金表

月額利用料	税抜	税込
ミライスピーカー※	¥637	¥700

※最低利用期間は課金開始月より 6 か月間となります。

途中解約違約金
月額利用料×最低利用期間の残月数

端末撤去費/台	税抜	税込
ミライスピーカー	¥3,500	¥3,850

機器損害金
¥15,000円(不課税)

※機器損害金は利用者の帰すべき事由による紛失・故意による破損時に発生します。